

鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例（令和5年鹿沼市条例第33号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保全区域等の指定の告示)

第2条 条例第7条第3項の規定による保全区域の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 保全区域の指定期間
- (2) 保全区域の範囲
- (3) 行為を禁止する時間
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第11条第2項の規定により準用する条例第7条第3項の規定による規制緩和区域の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 規制緩和区域の指定期間
- (2) 規制緩和区域の範囲
- (3) 禁止行為の緩和の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(禁止行為の適用除外)

第3条 条例第8条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は共催する事業に使用する場合
- (2) 災害の発生その他緊急かつやむを得ない場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

(勧告)

第4条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）を交付して行うものとする。

(大芦川流域環境保全監視員の任命等)

第5条 大芦川流域環境保全監視員（以下「監視員」という。）は、市の職員のうちから市長が任命する。

2 監視員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 保全区域内の生活環境等及び禁止行為を監視すること。
 - (2) 禁止行為を行う者に対して必要な指導及び勧告を行うこと。
 - (3) 条例第12条の規定による過料の処分(以下「過料処分」という。)に関する
こと。
 - (4) その他市長が必要と認める職務を行うこと。
- 3 監視員は、環境部に所属し、環境課長の指揮監督を受ける。
 - 4 監視員は、職務の遂行に当たっては、大芦川流域環境保全監視員証(様式第2号)を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
 - 5 監視員は、大芦川河川監視報告書(様式第3号)により、その職務の内容を記録し、報告するものとする。

(過料処分の手続)

- 第6条 過料処分を行う場合は、過料処分を受ける者に対し、告知・弁明書(様式第4号)を交付することにより、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。
- 2 前項の規定による弁明は、告知・弁明書に弁明の内容を記載して行うものとする。ただし、市長が、特に認める場合は、口頭により行うことができる。
 - 3 市長は、過料処分を決定したときは、当該過料処分を受ける者に対し、過料処分通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(過料の額)

- 第7条 条例第12条の規定により科する過料の額(以下「過料額」という。)は、禁止行為1件につき、5,000円とする。
- 2 新たに過料処分を受ける者が、当該過料処分の日から1年以内に過料処分を受けた者である場合における禁止行為1件ごとの過料額は、5,000円にその者が1年以内に受けた過料処分に係る禁止行為の種類ごとの回数に10,000円を乗じて得た額を加算した額とする。
 - 3 禁止行為1件ごとに算定した過料額の合計額が、50,000円を超える場合の過料額は、50,000円とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年1月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

勸告書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



あなたは、鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例第7条第1項の規定により指定された保全区域内において、同条例第8条に定める禁止行為を行っているため、同条例第9条の規定に基づき、直ちに次の禁止行為を中止し、原状回復を行うよう勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条例第12条の規定に基づく過料処分を行うことがあります。

禁 止 行 為	1 バーベキュー 2 花火 3 騒音の発生
連 絡 先	

様式第2号(第5条関係)

(表面)

		第 号
大芦川流域環境保全監視員証		
写真	所 属	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
<p>上記の者は、鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例第10条に規定する大芦川監視員であることを証明する。</p>		
年 月 日		
		鹿沼市長 印

(裏面)

鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例(抜粋)

(禁止行為)

第8条 何人も 保全区域内においては、規則で定める場合を除き、次に掲げる行為(以下「禁止行為」という。)をしてはならない。

- (1) バーベキュー等(屋外において火気を用いて食品を調理する行為をいう。)をすること。
- (2) 花火(火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。)をすること。
- (3) 大声を発し、又は拡声装置、音響再生装置、楽器等の使用その他の方法により騒音を発すること。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反して禁止行為を行う者に対し、当該行為の中止及び原状回復を勧告することができる。

(大芦川流域環境保全監視員の設置)

第10条 市長は、保全区域内の生活環境等及び禁止行為を監視し、必要な指導及び勧告を行わせるため、大芦川流域環境保全監視員を置くものとする。

2 大芦川流域環境保全監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例施行規則(抜粋)

(大芦川流域環境保全監視員の任命等)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 監視員は、職務の遂行に当たっては、大芦川流域環境保全監視員証(様式第2号)を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

5 (略)

様式第3号(第5条関係)

大芦川河川監視報告書

報告日 年 月 日

監視日時	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分
------	---------------------

監視結果	禁止行為の種類	指導 件数	勧告 件数	過料 件数	徴収額	特記事項
	バーベキュー					
	花火					
	騒音					
	その他					

備考(図面説明欄) ※指導、勧告等を行った箇所を記載すること。

上記のとおり報告します。

監視員



監視員



様式第4号(第6条関係)

告知・弁明書

年 月 日

被処分者

住 所

氏 名

連絡先

鹿沼市長

印

あなたは、鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例第7条の規定により指定された保全区域内において、同条例第9条に規定する禁止行為を行いました。
そのため、同条例第12条の規定により過料処分の対象となります。

違反項目	<input type="checkbox"/> バーベキュー <input type="checkbox"/> 花火 <input type="checkbox"/> 騒音の発生
違反の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反の場所	鹿沼市
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます(弁明はありません。) <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。
	署 名

(裏面)

鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例(抜粋)

(禁止行為)

第8条 何人も 保全区域内においては、規則で定める場合を除き、次に掲げる行為(以下「禁止行為」という。)をしてはならない。

- (1) バーベキュー等(屋外において火気を用いて食品を調理する行為をいう。)をすること。
- (2) 花火(火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。)をすること。
- (3) 大声を発し、又は拡声装置、音響再生装置、楽器等の使用その他の方法により騒音を発すること。

(過料)

第12条 第8条の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

様式第5号(第6条関係)

過料処分通知書

鹿沼市環達第 号
年 月 日

被処分者
住 所
氏 名
連絡先

鹿沼市長 印

鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例第12条の規定により、
金 円の過料を科します。

なお、この過料は、別に交付する納入通知書により、 年 月 日までに
納付してください。

違反項目	<input type="checkbox"/> バーベキュー <input type="checkbox"/> 花火 <input type="checkbox"/> 騒音の発生			
違反の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃			
違反の場所	鹿沼市			
過料の額	前回の過料処分の日から1年以内に受けた過料処分の回数	バーベキュー	花火	騒音の発生
	0 回	<input type="checkbox"/> 5,000 円	<input type="checkbox"/> 5,000 円	<input type="checkbox"/> 5,000 円
	1 回	<input type="checkbox"/> 15,000 円	<input type="checkbox"/> 15,000 円	<input type="checkbox"/> 15,000 円
	2 回	<input type="checkbox"/> 25,000 円	<input type="checkbox"/> 25,000 円	<input type="checkbox"/> 25,000 円
	3 回	<input type="checkbox"/> 35,000 円	<input type="checkbox"/> 35,000 円	<input type="checkbox"/> 35,000 円
	4 回	<input type="checkbox"/> 45,000 円	<input type="checkbox"/> 45,000 円	<input type="checkbox"/> 45,000 円
	5回以上	<input type="checkbox"/> 50,000 円	<input type="checkbox"/> 50,000 円	<input type="checkbox"/> 50,000 円
合計額(合計額が5万円を超える場合は、5万円)			円	

(注) 1 この処分に不服のあるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。

2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であって、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市(代表者は市長)を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときには、それに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算します。